別記様式第３の９（第七条の七関係）

岐公委（交指）第　2600044　号

放置違反金公示納付命令書

１　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

２　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

３　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年11月 5日

岐阜県公安委員会　印

記

別紙のとおり。

別　紙

弁明通知書番号
53-101-260904-015007
53-101-260905-017001
53-101-260914-013002
53-101-260924-015007
53-101-260924-015011
53-101-260925-015003
53-101-260925-015005
53-101-260925-015006
53-101-260926-013002
53-102-260923-020001
53-103-260920-667011
53-104-260923-667583
53-105-260921-667952
53-105-260923-666164
53-109-260919-668490
53-109-260922-668647
53-109-260922-668648
53-109-260922-668650
53-109-260925-668613
53-110-260811-657581
53-111-260923-662134
53-111-260923-665361
53-113-260920-664290
53-113-260920-664291
53-113-260920-664292
53-114-260811-669061
53-116-260925-664943
53-117-260914-668948
53-117-260918-669403

弁明通知書番号

許可
第 187 号
R8・11・19 限
岐阜県警察本部 99